

## 高槻市交通部所有施設照明設備LED化改修仕様書

### 1 業務名称 高槻市交通部所有施設照明設備LED化改修

### 2 対象施設

- (1) 芝生営業所（高槻市芝生町4丁目3番1号）
- (2) 緑が丘営業所（高槻市緑が丘3丁目4番1号）
- (3) 交通部休憩所
  - ア 弁天車庫内休憩所（高槻市八丁西町1）
  - イ 上成合休憩所（高槻市成合北の町630番1号）
  - ウ 寺谷町休憩所（高槻市寺谷町55）
  - エ 上の口休憩所（高槻市松が丘4丁目37）
  - オ 上の池休憩所（高槻市上土室3丁目15）
- (4) 交通部バス停
  - ア 柱本団地（高槻市柱本新町7番先）乗り場蛍光灯
  - イ 復路車庫前（高槻市芝生町四丁目2番1号先）乗り場蛍光灯
  - ウ 復路芝生住宅東口（高槻市芝生町三丁目1番4号先）乗り場蛍光灯
  - エ 復路下田部団地（高槻市登町223番9号）乗り場蛍光灯
  - オ 復路城東町（高槻市城東町6番5号先）乗り場蛍光灯
  - カ 復路深沢住宅南口（高槻市深沢町二丁目8番先）乗り場蛍光灯
  - キ 前島（高槻市前島一丁目57番地先）乗り場蛍光灯
  - ク 阪急高槻駅（高槻市北園町17番）
    - (ア) 乗り場案内吊下げ
    - (イ) 案内板
    - (ウ) 乗り場上屋照明
  - ケ JR高槻駅北（高槻市芥川町一丁目1番28号先）
    - (ア) 乗り場案内吊下げ
    - (イ) 乗り場時刻案内板
  - コ JR富田駅（高槻市大畑町6番地先及び高槻市大畑町7番6号先）
    - (ア) ロータリー乗り場及び降車場蛍光灯
    - (イ) 階段下蛍光灯
    - (ウ) 回転場休憩所
    - (エ) 回転場街灯
  - サ 芥川商店街（高槻市芥川町二丁目6場369号先）乗り場案内標柱
  - シ 復路美しが丘（高槻市美しが丘一丁目9番9号）乗り場蛍光灯
  - ス 中央公園（高槻市日吉台四番町25番先）乗り場蛍光灯

- セ 復路服部（高槻市宮之川原一丁目7番3号先）乗り場蛍光灯
- ソ 復路原立石（高槻市大字原114-1番地）乗り場建物内スポットライト
- タ 復路神峰山口（高槻市大字原1303-1番地）乗り場蛍光灯
- チ 復路平安女学院大学東（高槻市南平台五丁目61番）乗り場蛍光灯
- ツ 復路南平台小学校前（高槻市南平台五丁目60番1号先）乗り場蛍光灯
- テ 復路上土室（高槻市上土室一丁目6番先）乗り場蛍光灯
- ト 復路西の口（高槻市霊仙寺町一丁目3番34-1号先）乗り場蛍光灯
- ナ 萩谷総合公園（高槻市大字萩谷111-1番地先）乗り場蛍光灯
- ニ 萩谷（高槻市萩谷）乗り場街灯

### 3 改修目的

脱炭素社会に向け、CO2排出量等環境負荷の削減が求められているなか、公共施設等の照明をLEDへ改修することで大きなエネルギーの削減効果が見込める。

また、水銀ランプの製造が終了している状況や、主要メーカーが蛍光ランプの生産を令和9年までに生産中止となることから、早期にLEDへの切替えを行っていくことを目的とする。

### 4 業務内容

- (1) 添付電灯設備配灯図に掲げる照明器具をLED照明器具に更新
- (2) 撤去リスト記載の器具及び(1)に伴う撤去器具、廃材などの処分（必要な場合は天井補修を行うこと。）。
- (3) (1)及び(2)にかかる作業計画書の提出
- (4) 消防等の諸官庁手続き（必要な場合）
- (5) 関係する各書類の作成

### 5 作業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、「2 対象施設」の(1)～(4)それぞれ毎に完成検査を行い、検査合格した時点で履行確認とし、それぞれの対象施設に応じた業務委託料の支払いを行うものとする。

### 6 一般事項

- (1) 本修繕業務に関係する関連法令を遵守すること。
- (2) 本修繕業務は本仕様書及び下記図書に従い、適正に施工すること
  - ア 国土交通省官房官庁営繕部監修
  - イ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版

ウ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 最新版

エ 電気設備工事監理指針 最新版

オ 公共建築改修工事標準仕様書 最新版

- (3) 工事完了後、高槻市交通部立会いの下、完成検査を行うこと。
- (4) 完成検査の指摘事項については履行期間内に手直しを行い、手直し終了をもって検査合格とする。
- (5) 本修繕業務により発生する撤去品、その他廃棄物の運搬・処分は関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度市及び施設管理者と協議し取り決めること。

## 7 LEDの仕様

- (1) 原則として器具交換とする。但し、意匠性及び器具交換による石綿含有工事となる場合、特注金具等の制作が必要となる場合に関してはランプ交換も認める事とする。
- (2) 照明器具等は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のないLED直管ランプ等及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること。ただし、乗り場案内板や吊下げなどに使用する特殊なランプの場合等については除く。）
- (3) 照明器具等は、ISO9001（品質）の認証取得工場で製造された製品とする。ただし、乗り場案内板や吊下げなどに使用する特殊なランプの場合等については除く。
- (4) 照明器具等は、ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とする。ただし、乗り場案内板や吊下げなどに使用する特殊なランプの場合等については除く。
- (5) 既設照明器具が防雨・防湿・防塵・調光器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- (6) 照明器具の保証期間は1年とし、保証期間内 については交換費用も受注者において負担するものとする。
- (7) 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- (8) 詳細については、添付「照明リスト」を参照すること。
- (9) LED照明器具は添付「照明リスト」の型番を参考として、要求水準以上のものを選定すること。

## 8 作業計画書の作成

下記に事項について高槻市交通部と十分協議を行い、作業計画書に反映すること。

- (1) 安全管理確保に必要な措置

- (2) バス運營業務に必要な措置
- (3) 対象施設及びエリア・部屋ごとの工程表・停電期間
- (4) 作業に伴う足場の設置場所及び設置期間
- (5) 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等
- (6) 既設照明器具、廃材の撤去後の処分方法

## 9 作業条件等

### (1) バス運行施設としての配慮

本対象施設は、バス運行に関わる施設のため、工程や停電期間等の調整にあたっては十分留意すること。

### (2) 作業時間

9時～17時を基本とするが、高槻市交通部と協議し、作業時間を決めること。なお、下記箇所については、夜間作業で対応すること。

ア 芝生営業所 1-18 営業所事務室及び点呼場

作業可能時間：23時35分～4時30分

イ 緑が丘営業所 1-6 運管事務室

作業可能時間：23時58分～4時30分

### (3) 休館日

なし

### (4) 駐車スペース

営業所及び休憩所については、作業時間の駐車は可。バス停については、バスの運行に支障がない範囲で、資材の搬出入は可能だが、その後の駐車は不可。

### (5) 資材置場

ア 芝生営業所

整備工場1階部分(約10㎡)、整備工場2階部分(約5㎡)

イ 緑が丘営業所

管理棟3階の元厨房(約25㎡)、元更衣室(約5㎡)

ウ 休憩所及びバス停については、資材置場は不可。

### (6) 廃棄コンテナ

芝生営業所及び緑が丘営業所については、要相談。休憩所及びバス停は不可。

### (7) 高天井

ア 芝生営業所

(ア) 整備工事 4-11 点検ピット 天井 約6m

4-13 外壁 約4m

(イ) 立体駐車場 5-3 駐車場2階 街灯 約4.5m

(ウ) バス駐車場 6-1 街灯 約5m

- (エ) 営業所外周 7-1 街灯 約5 m
- イ 緑が丘営業所
  - (ア) 駐車場回り 4-2 駐車場棟2階 街灯 約5 m
  - 4-3 バス駐車場回り 街灯 約5 m
  - 4-4 門周辺 街灯 約5 m
- ウ 休憩所
  - (ア) 弁天車庫内休憩所 街灯 約5 m
  - (イ) 上の池休憩所 街灯 約5 m
- エ バス停
  - (ア) JR 富田駅：街灯 約5 m
  - (イ) 萩谷：街灯 約5 m

## 1 0 更新前の確認

更新前の施設側の不具合については受注者の責任は問わないものとするが、下記(1)～(4)の項目について更新前にも確認を行い、高槻市交通部に報告書として提出すること。

- (1) 設置状態確認
- (2) 点灯状態確認
- (3) 絶縁抵抗測定  
更新する照明回路について測定すること。
- (4) 照度測定  
既存照明器具の照度も事前に測定すること、照度の測定位置及び測定方法については、発注者と協議の上、決定するものとする。

## 1 1 施工

- (1) 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠すること。  
LED器具の支持については既設支持材(吊りボルト等)の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこととする。必要に応じて適切な落下防止措置を行うこと。
- (2) 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- (3) LED更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合、アスベストについては適宜対応し、適正な処分を行うこと。
- (4) 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の移動

が必要な場合については、高槻市交通部と協議すること。

- (5) 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- (6) 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- (7) 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとする。

## 1.2 更新後の試験

LED照明に更新後、必ず下記(1)～(4)の現地試験を行い、試験報告書として提出すること。

### (1) 設置状態確認

各LED照明が正常に設置され、器具の脱着の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

### (2) 点灯状態確認

各LED照明更の点灯確認を行うこと。調光照明については合わせて調光の確認を行うこと。

### (3) 絶縁抵抗測定

分電盤の分岐回路ごとに更新前後の絶縁抵抗測定を行い、照明器具が接続された状態で1MΩを満たしていることを確認すること。但し更新前の測定で基準値以下の場合、更新後の絶縁抵抗が更新前より低下してなければこの限りではない。

### (4) 照度測定

各エリア・部屋ごとに照度測定を行うこと、更新前と同じ場所で測定し、更新後の照度が同等以上であることを確認すること。なお、測定の詳細については、別途打合せとする。

## 1.3 提出書類

下記書類について各2部提出のこと。

### 【更新前】

- (1) 更新するLED照明器具の承諾函
- (2) 作業計画書
- (3) 事前確認報告書(8項参照)
- (4) その他高槻市交通部が必要とするもの

### 【更新後】

- (1) 工事写真(工事前 工事中 完成)
- (2) 設置状況、点灯状況確認書
- (3) 絶縁抵抗測定試験成績書

- (4) 照度測定試験成績書
- (5) 照明台帳（設置および設置場所・メーカー名・型番・型式など記載のもの）
- (6) 消防等の諸官庁手続き（必要な場合）
- (7) その他市が必要とするもの

#### 1.4 添付書類

- (1) 別紙1 照明リスト（数量表）
  - －1 交通部所有施設（全体） 照明リスト（数量表）
  - －2 芝生営業所 照明リスト（数量表）
  - －3 緑が丘営業所 照明リスト（数量表）
  - －4 休憩所 照明リスト（数量表）
  - －5 バス停 照明リスト（数量表）
- (2) 別紙2 照明リスト（場所別数量表）
  - －1 芝生営業所 照明リスト（場所別数量表）
  - －2 緑が丘営業所 照明リスト（場所別数量表）
  - －3 休憩所 照明リスト（場所別数量表）
  - －4 バス停 照明リスト（場所別数量表）
- (3) 別紙3 位置図
  - －1 芝生営業所位置図
  - －2 緑が丘営業所位置図
  - －3 休憩所位置図
  - －4 バス停位置図
- (4) 別紙4 電灯設備配灯図
  - －1 芝生営業所配灯図
  - －2 緑が丘営業所配灯図
  - －3 休憩所配灯図
- (5) 別紙5 バス停現況写真
- (6) 別紙6 施設平面図 ※過去に施設改修等をしているため現況が優先される
  - －1 芝生営業所平面図
  - －2 緑が丘営業所平面図
  - －3 休憩所平面図
- (7) 別紙7 分電盤図等 ※過去に施設改修等をしているため現況が優先される
  - －1 芝生営業所分電盤図等
  - －2 緑が丘営業所分電盤図等
  - －3 休憩所分電盤図等
- (8) 別紙8 撤去リスト

1 5 その他

- (1) 本修繕業務の瑕疵担保期間は1年とする。
- (2) 契約者又は契約者が本仕様に定める業務に従事するものは、本修繕業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第13条に基づき、その事実を本市に通報することができる。なお、契約者は上記について、契約後すみやかに従事するものとする。